次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第３　個人番号カードのセキュリティ対策等	第３　個人番号カードのセキュリティ対策等
［１　略］	［１　同左］
２　個人番号カードのセキュリティ対策	２　個人番号カードのセキュリティ対策
［⑴～⑶　略］	［⑴～⑶　同左］
⑷　アクセス権限の制御 個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。第11の２の⑻及び第12の３の⑴のイを除き、以下同じ。）の制御を行うこと。	⑷　アクセス権限の制御 個人番号カードに記録された情報を保護するために、アクセス権限（個人番号カードに記録された各情報ごとに、認証、暗証番号照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。以下同じ。）の制御を行うこと。
［⑸～⑺　略］	［⑸～⑺　同左］
［３　略］	［３　同左］
第11　カード代替電磁的記録等の基準	［新設］
１　カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号の変換の基準 個人番号カード等省令第39条第１号に定めるカード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号の変換は、ＳＨＡ―256（オブジェクト識別子　2　16　840　1　101　3　4　2　1）を用いて行うこと。	
２　カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号を作成し、及び記録する電磁的記録媒体の基準 個人番号カード等省令第39条の３の主務大臣が定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。	
⑴　内部の情報を読み取られることを防止するために必要な機能を有すること。	
⑵　カード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号の作成に当たり、楕円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行われるものであること。	
⑶　半導体集積回路に物理的又は電気的な攻撃を加えて、電磁的記録媒体（法第18条の２第１項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）に記録された情報を取得しようとする行為に対し、情報の読取り又は解析を防止する仕組みを保持すること。	
⑷　電磁的記録媒体に係る安全性の確認を行う者として内閣総理大臣が適当と認めるものによる評価を受けたものであること。	
⑸　半導体集積回路上にカード代替電磁的記録用アプリケーション（カード代替電磁的記録について、その発行、利用等を行うためのアプリケーションをいう。⑹において同じ。）のための専用の領域を有すること。	
⑹　個人番号カード等省令第39条の６の規定により生体認証符号等又は暗証番号を設定した後、カード代替電磁的記録用アプリケーションが利用可能な状態になること。	
⑺　⑸の領域にカード代替電磁的記録利用者符号及びカード代替電磁的記録利用者検証符号並びにカード代替電磁的記録を記録することが可能であること。	